

（記者発表①）

杵築ブランド「きつきのきつき」が商標登録を受けました

市内特産品のブランド化を進め、販路開拓を目指す取組「きつきのきつき」、そのロゴ・シンボルマークが、商標登録を受けました。昨年夏から出願作業を進め、この度4月14日付けで登録されました。

【有効期間】 認定から10年間（2027年4月） ※以降、更新を予定。

【商標権者】 杵築市

【登録出願の趣旨】

類似の取組・ロゴに対する排他により、杵築ブランド事業を安全・安定的に継続していくため。事業の出所を明らかにできる。杵築ブランドの取組に対する信用度向上に寄与。

※ブランド自体の本質的な信用度向上は、杵築ブランドの事業の中で実施。

●今後の取組・懸案について

- ・海外販路開拓が具体化する段階で、海外各国における登録を検討。
- ・先願制は承知しているが、予算と実需を考慮して進める。

【商標】



きつきのきつき
大分 杵築

【参考情報】

- ・コンセプトデザイン：委託事業（H27）
プロポーザル入札により選定
（コアコード株式会社・東京都）

担 当： 政策推進 課
企画政策係（平山）
TEL： 0978-62-1804